事 務 連 絡 令和5年1月20日

各都道府県廃棄物主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室長

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る 再商品化計画の認定申請の手引きに関する改訂について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、資源循環行政への御理解、 御協力を賜わり感謝申し上げます。

今般「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(1.0版)」について改訂を行いました。下記改訂のポイントとあわせて、貴管下市町村に対する周知をお願いします。

記

1. 再商品化計画の申請書類の提出期限について

再商品化計画の申請書類の提出期限を下記のように設けました。事前相談から申請書類の 受理までに時間を要する場合がございます。環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル 推進室又は各地方環境事務所資源循環課で事前相談を受け付けておりますので、期限に余裕 をもって早い時期に御相談ください。

	再商品化事業者が指定法人	再商品化事業者が指定法人
	のプラスチック製容器包装	のプラスチック製容器包装
	の登録再生処理事業者の場	の登録再生処理事業者では
	合	ない場合
分別収集物にプラスチック	再商品化計画を開始する	再商品化計画を開始する
容器包装廃棄物を含む場合	前年度の6月末	前年度の6月末
分別収集物にプラスチック 容器包装廃棄物を含まない 場合	再商品化計画を開始する 前年度の6月末	認定計画開始日の 3ヶ月前

2.分別収集物の品質調査について

分別収集物の品質調査方法についてより詳細に記載をしました。また、品質調査の結果の 取扱いについても記載を行っておりますので、御確認ください。

(本件連絡先)

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

担当:喜久川、安川 電話:03(5501)3153 以上